

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和7(2025)年8月20日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「本県でも警報が発表された全国的な大雨被害やこれからシーズンを迎える台風など自然災害への備え、ブナの実の凶作予想とともに被害の増加が見込まれる熊への対策、『夏の交通事故防止県民運動』など事前の対策は講じていたものの8月に入り増加に転じた交通死亡事故の防止対策など、取り組むべき課題は多々あるが、職員一人一人の受傷事故防止、健康面に留意しながら適切に対応していただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例案について

警察本部から、「都道府県の警察官に対する被服の支給等については、警察法において、警察法施行令に準じ条例で定めることとされている。また、交通巡視員に対する被服の支給等については、道路交通法において道路交通法施行令に従い条例で定められており、その基準は、警察官の被服の支給等に準じるものとされている。女性警察官のスカートの支給に関する事項は、警察法施行令に規定されているが、女性警察官の職域の拡大、現場活動における機動性の重視等を要因として、全国的にスカートはほぼ使用されていない実態にあったところ、この度、同施行令においてスカートの支給を削除する一部改正が行われ、本年4月1日に施行された。これを受け、本県においても、県議会9月定例会で条例を一部改正し、女性警察官のスカートの支給を廃止するものである。改正条例は10月中旬頃に施行となる見込みである。」旨の説明があり、決裁をした。

《 委員発言 》

「先日、ポロシャツ型の制服について報道されていたが、夏季の猛暑が続いているので、当県でも導入について検討を進めていただきたい。」

【生活安全部議題】

○ 生活安全部門に係る審査基準・処分基準の改定について

警察本部から、「今回の改定は、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営適正化法）の改正に伴い、警察庁において、同法及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）に係る処分基準等のモデル案が改定されたことに加え、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律）が公布され、書面掲示等のアナログ規制を定める個別法が一括改正されたこと等に伴い、同序において、古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業法に係る審査基準等モデル案が改定されたことを受け、岩手県公安委員会の審査基準及び処分基準を、これらに倣い改定しようとするものである。

改定の概要であるが、悪質ホストクラブ問題に起因する風営適正化法の一部改正に係る処分基準に関し、行政処分を行う際の基準や処分事由等を追加するほか、出会い系サイト規制法に係る処分基準について、児童である客に対する接待飲食営業の禁止行為違反等を追加する。また、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、警備業認定証及び探偵業届出確認書の廃止などを受けた審査基準の一部削除や処分基準の語句の修正、その他、警察庁のモデル案に倣って所要の整理を行うものである。審査基準、処分基準の作成日は決裁日をもって作成日とする。」旨の説明があり、決裁をした。

○ 第48回盛岡さんさ踊りに伴う雑踏警備の結果について

警察本部から、「第48回盛岡さんさ踊りは、8月1日から4日までの4日間、盛岡市中央通、県庁前の約1キロメートルの区間で行われ、パレードの参加人員は4日間の合計で163団体、16,281人と、前年比で1団体、522人増加したが、参考人員は110万5,000人で前年比3,000人の減少となった。雑踏警備は、警備実施本部を盛岡東警察署、現地警備本部を盛岡市中央通一丁目の日影門緑地隣・北日本銀行駐車場内に設置し、盛岡東署員延べ420名、本部地域課員延べ14名の体制で従事したほか、突発の爆発物処理に備え、機動隊が招集警戒態勢をとった。また、主催者、警備保障会社、交通、防犯隊員、消防署員等による自主警備も行われ、車両進入等による無差別殺傷テロへの対策として、警察から管区機動隊のバス2台、車両強制停止装置9台、蛇腹5台を提供したほか、主催者側でクッションドラムや単管バリケードを準備し、車両で進入可能な通路に設置した結果、熱中症等の体調不良や迷子・迷い人、泥酔者、遺失・拾得等の取扱いはあったものの、4日間を通じて雑踏事故の発生はなかった。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 「自転車運転者講習」の実施結果及び同講習受講者に対する危険性帯有の適用について

警察本部から、「自転車運転者講習は、政令で定める信号無視や酒気帯び運転など自転車運転に係る16の危険行為について、いずれかの行為を3年以内に2回行った者を対象に、都道府県公安委員会の受講命令に基づき行うもので、自転車の安全利用に関する講習を3時間行うこととされているところ、今回は、飲酒運転を繰り返した悪質性の高さを踏まえ、30日間の運転免許停止処分も行ったものである。講習・処分理由は、令和6年11月と令和7年5月に自転車の酒気帯び運転で検挙され、政令に定める要件に該当したものとなる。講習は、本年8月1日に県南運転免許センターで実施し、受講前後の小テストや体験談紹介等により事故の重大性等について理解の促進を図った結果、受講後的小テストの正解率が受講前から上昇したことから、現段階では一定の効果が得られたと考えている。」旨の報告があった。

○ 交通死亡事故多発警報発令に伴う警察活動について

警察本部から、「交通死亡事故による死者数は、本年7月末時点で前年同期比マイナス4人の15人であったが、8月7日以降、3件の死亡事故が続いたことを受け、11日から14日までを期間とする交通死亡事故多発注意報を発令し、さらに、16日まで延長する措置をとったところ、この間に3件の死亡事故が発生したことから、注意報を格上げし、8月17日から21日までを期間とする交通死亡事故多発警報を発令したものである。警報は県警察の例規通達『交通死亡事故抑止特別活動要領』に基づき本部長が発令するもので、今期の発令は令和5年1月以来2年ぶりとなる。17日未明にも死亡事故が発生し、今月だけで7人が亡くなつたことから、本年の死者数は前年同期比1人増の19人となっている。警報の発令に先立ち、知事部局、岩手県交通安全協会と電話会議を行い、県交通安全対策協議会や交通安全協会の各支部に対し、警報の発令、警察と連携した交通死亡事故抑止活動の推進等を依頼している。

死亡事故の態様に顕著な傾向はみられないが、事故発生の主たる原因について、運転者側に、安全確認の不履行、注意力の欠落という共通点が認められるところ、暑さのせいだけではなく、日頃の運転の癖も要因と推認される。期間中の特別活動として、①安全意識を高める目立つ街頭活動及び交通指導取締りの強化、②全ての道路利用者に一定の緊張感を与えるレッドフラッシュ活動の徹底、③県民に対する交通死亡事故実態の周知と広報啓発の強化、④受傷事故防止と暑熱対策の徹底の、4つの施策を重点的に推進することとしており、関係機関と連携した広報啓発と情報発信、主要幹線や死亡事故多発路線における指導取締りなどを強力に推進中である。また、活動に当たっては、各所属において、死亡・人身事故の発生傾向や分析結果に基づき、エリア・路線の選択と絞り込み、レッドフラッシュによる顕示的活動と重大事故に直結する悪質・危険な違反の取締りを組み合わせて行うなど、効果を上げる活動を展開している。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「旧盆期の混雑期に事故が起こりやすいことを視野に入れ、『夏の交通事故防止県民運動』など予防活動を行ったにも関わらず多発しており、対策に足りない点があつたということでもあると思う。原因の分析とともに、集中的な取組を行っていただきたい。」

■個別会議

- 警務課
警務課業務報告
- 運転免許課
免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁
- 人身安全少年課
ストーカー規制法による禁止命令等実施報告 3 件についての報告
- 総務課
公安委員会あて苦情の受理等 2 件についての説明、決裁